

<参考>

石川県保険医協会会費について

本会の会員には、協会会則第7条及び第21条に規定されているとおり会費の納入をお願いしております。

1. 会費額の区分とその内容

(1) 開業医会費

◎医療機関の開設者または院長であり保険医

◎法人の代表者又は管理者であり保険医

◎複数の親族がそれぞれ保険医で、同一地域で診療に従事していても、医療施設を分離併設（収入も別）のときは、それぞれ開業医会費とします。

◎複数の親族がそれぞれ保険医として同一医療機関で診療に従事されている場合で、いずれか1人だけが入会されるときは開業医会費とします。

(2) 勤務医会費

◎上記以外で、被雇用の状態にある保険医

2. 会費の金額

(1) 開業医会費・・・4,500円（月額）

(2) 勤務医会費・・・3,800円（月額）

3. 会費の納入

(1) 会費の納入は3ヶ月ごとに前納となります。詳細は下記のとおりです。

◎1月には、2月分～4月分

◎4月には、5月分～7月分

◎7月には、8月分～10月分

◎10月には、11月分～翌年1月分

(2) 会費の納入方法は、原則として協会の指定する金融機関の中から、会員の指定口座からの口座振替とします。

(3) 当会指定の金融機関は下記のとおりです。

北國銀行、北陸銀行、福井銀行、三菱UFJ銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石川県医師信用組合

(4) 会費の振替日は25日です。但し、振替日が休日の場合は翌営業日となります。

4. 特別会費

(1) 災害等が発生した場合において、会員相互の扶助等に資するために、特別会費の徴収をお願いすることがあります。

(2) 上記の「会員」には、全国保険医団体連合会に加盟する全国の保険医協会・保険医会の会員を含みます。

(3) 特別会費の徴収方法等については、災害等の発生につど、理事会で決定することとします。

補足事項

○当会には入会金はありません。

○当会を転出し、他の都道府県の協会へ転入する際、入会金をお支払いいただく場合があります。また会費の額や区分についても、転入先の協会の会則等に従うこととなりますので、変更になる場合があります。

○当会は、全国保険医団体連合会（保団連）に団体加盟しております。

(2020年9月7日、改定)